平成２５年（フ）第４７７号
茨城県鉾田市飯名405番地９
債務者　青山せつ子
１　決定年月日時　平成26年１月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年４月１日まで
水戸地方裁判所

平成２５年（フ）第１６２号
滋賀県蒲生郡日野町大字中在寺1137番地142、前住所滋賀県蒲生郡日野町村井２丁目15番地アパートメントくり201号
債務者　川島るり子
１　決定年月日時　平成26年１月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年４月１日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２５年（フ）第１６９号
滋賀県東近江市小池町539番地３
債務者　じゅりあ美容室こと　岡田　純子
１　決定年月日時　平成26年１月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年４月１日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２５年（フ）第３１８号
兵庫県姫路市野里慶雲寺前町11番20―203号、従前の住所兵庫県姫路市城北新町１丁目14番３号
債務者　梶浦　文子
１　決定年月日時　平成26年１月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年４月１日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第４７４号
兵庫県姫路市仁豊野236番地１　シャーメゾンエムズⅡ103、従前の住所兵庫県姫路市香寺町須加院338番地273
債務者　猪井美千代（旧姓高田）
１　決定年月日時　平成26年１月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年４月１日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第２２号
兵庫県加古郡播磨町北本荘７―４―10、住民票上の住所兵庫県明石市魚住町清水493番地
債務者　山脇　秀人
１　決定年月日時　平成26年１月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年４月１日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第１４７号
鳥取県米子市上後藤５丁目14番１号、前住所鳥取県米子市夜見町2475番地５
債務者　河村　　愛（旧姓廣瀬）
１　決定年月日時　平成26年１月31日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年４月１日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２５年（フ）第９４５号
広島県三次市十日市東４丁目７番１号
債務者　池本ひとみ
１　決定年月日時　平成26年１月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年４月１日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１１５０号
広島市安佐南区相田６丁目23番14号
債務者　三河内　綾
１　決定年月日時　平成26年１月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年４月１日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第３２号
広島市東区牛田南１丁目８番18―603号　第３中川コーポラス
債務者　大原真玉こと　石　　真玉
１　決定年月日時　平成26年１月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年４月１日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第４１９号
大分市大字鴛野929番地の７　ユタカビル102号
債務者　櫻木　隆志
１　決定年月日時　平成26年２月３日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年４月１日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第４２０号
大分市大字鴛野929番地の７　ユタカビル102号
債務者　櫻木　美希
１　決定年月日時　平成26年２月３日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年４月１日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第３号
北海道余市郡余市町浜中町146番地
債務者　佐藤　敏幸
１　決定年月日時　平成26年１月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年４月２日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２５年（フ）第２４８号
長野県安曇野市穂高5697番地３　蔵タナカ201号
債務者　宮下　尚子（旧姓保知）
１　決定年月日時　平成26年１月31日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年４月２日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２６年（フ）第１号
島根県浜田市竹迫町2370番地４
債務者　宇田山好子
１　決定年月日時　平成26年１月31日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年４月３日まで
松江地方裁判所浜田支部

平成２６年（フ）第２号
島根県江津市都野津町2334番地５
債務者　下田みどり
１　決定年月日時　平成26年１月31日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年４月３日まで
松江地方裁判所浜田支部

平成２６年（フ）第２５号
大分県別府市大字鶴見971番地の１　市営宮園住宅Ｃ棟201号
債務者　岩本　文恵
１　決定年月日時　平成26年２月３日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年４月３日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係